

## 調査の概要

### 【調査の目的】

国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。

### 【調査の沿革】

昭和 31 年から概ね 3 年おきに行われてきましたが、昭和 57 年からは 5 年ごとに行われ、平成 29 年は 17 回目の調査になります。

### 【調査の根拠法令】

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（就業構造基本統計を作成するための調査）として、就業構造基本調査規則（昭和 57 年総理府令第 25 号）に基づいて実施されました。

### 【調査の対象】

平成 27 年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する調査区の中から、総務大臣の指定する方法により抽出された世帯に居住する 15 歳以上の世帯員を対象としています。

（全 国）約 33,000 調査区、約 520,000 世帯  
（千葉県） 906 調査区、約 14,500 世帯

ただし、以下の者は調査の対象から除かれています。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む）
- イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者

### 【調査事項】

#### 1 15 歳以上の世帯員に関する事項

全 員 が 回 答 す る 事 項		
〔 基本事項 〕		
○氏名	○男女の別	○配偶者の有無
○世帯主との続き柄	○出生の年月	○就学状況・卒業時期
○学校の種類	○居住開始時期	○転居の理由
○転居前の居住地	○収入の種類	○ふだんの就業・不就業状態

全 員 が 回 答 す る 事 項

〔 訓練・自己啓発について 〕

- 職業訓練・自己啓発の有無      ○職業訓練・自己啓発の種類

〔 育児・介護の状況について 〕

- 育児の有無      ○育児の頻度  
○育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類  
○介護の有無      ○介護の頻度  
○介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類

有業者が回答する事項	無業者が回答する事項
<p>〔 主な仕事について 〕</p> <p>○従業上の地位・勤め先での呼称 ○起業の有無 ○雇用契約期間の定めの有無・ 1 回当たりの雇用契約期間 ○雇用契約の更新の有無・回数 ○勤め先の経営組織      ○勤め先の名称 ○勤め先の事業の内容      ○仕事の内容 ○企業全体の従業者数      ○年間就業日数 ○就業の規則性      ○週間就業時間 ○年間収入      ○就業開始の時期 ○就業開始の理由 ○現在の雇用形態についている理由 ○就業時間又は就業日数の調整の有無 ○転職又は追加就業等の希望の有無 ○転職希望の理由 ○希望する仕事の形態 ○求職活動の有無 ○就業時間延長等の希望の有無 ○1 年前の就業・不就業状態 ○前職の有無</p> <p>〔 主な仕事以外の仕事について 〕</p> <p>○主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位 ○勤め先の事業の内容</p> <p>〔 前職について 〕</p> <p>○離職の時期      ○就業継続年月 ○離職の理由 ○従業上の地位・勤め先での呼称 ○前職の雇用契約期間の定めの有無・ 1 回当たりの雇用契約期間 ○勤め先の事業の内容      ○仕事の内容</p> <p>〔 初職について 〕</p> <p>○現職又は前職と初職との関係 ○初職の就業開始の時期 ○初職の従業上の地位・勤め先での呼称</p>	<p>〔 就業の希望等について 〕</p> <p>○就業希望の有無 ○就業希望の理由 ○希望する仕事の種類 ○希望する仕事の形態 ○求職活動の有無 ○非求職の理由 ○求職期間 ○就業希望時期 ○就業非希望の理由 ○1 年前の就業・不就業状態 ○就業経験の有無</p> <p>〔 前職について 〕</p> <p>○離職の時期 ○就業継続年月 ○離職の理由 ○従業上の地位・勤め先での呼称 ○前職の雇用契約期間の定めの有無・ 1 回当たりの雇用契約期間 ○勤め先の事業の内容 ○仕事の内容</p> <p>〔 初職について 〕</p> <p>○現職又は前職と初職との関係 ○初職の就業開始の時期 ○初職の従業上の地位・勤め先での呼称</p>

## 2 世帯に関する事項（世帯主が回答）

- 15歳未満の年齢別世帯人員
- 世帯全体の年間収入
- 15歳以上世帯人員

### 【調査の時期】

平成29年10月1日午前零時現在で行われました。

### 【調査の方法】

総務省統計局－都道府県－市町村－指導員・調査員－調査世帯の流れにより、調査員（又は指導員）が調査世帯ごとに調査票等の調査書類を配布し、調査世帯の15歳以上の世帯員又は世帯主がインターネットで回答又は調査員へ調査票を提出することにより行われました。